

広島県告示第三百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が三原市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十六条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、三原市長から届出があった。

平成二十三年四月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 上 欄  |                  | 下 欄        |
|--|------------------|------------|
| 位 置  | 面 積              |            |
| 三原市幸崎能地二丁目五四四の二一から二七四六の四を経て二七八三の六に至る間の地先公有水面 | 三三三、九六一・三四平方メートル | 三原市幸崎能地二丁目 |
| 三原市幸崎能地二丁目二八五九の一一の地先公有水面                     | 八、六七四・五八平方メートル   |            |